

◎新潟県告示第1144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（GNSS測量機による水準測量 河川測量）
- 2 作業期間 令和3年9月17日から令和4年3月11日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区臨港町地区～新潟県燕市大川津地区